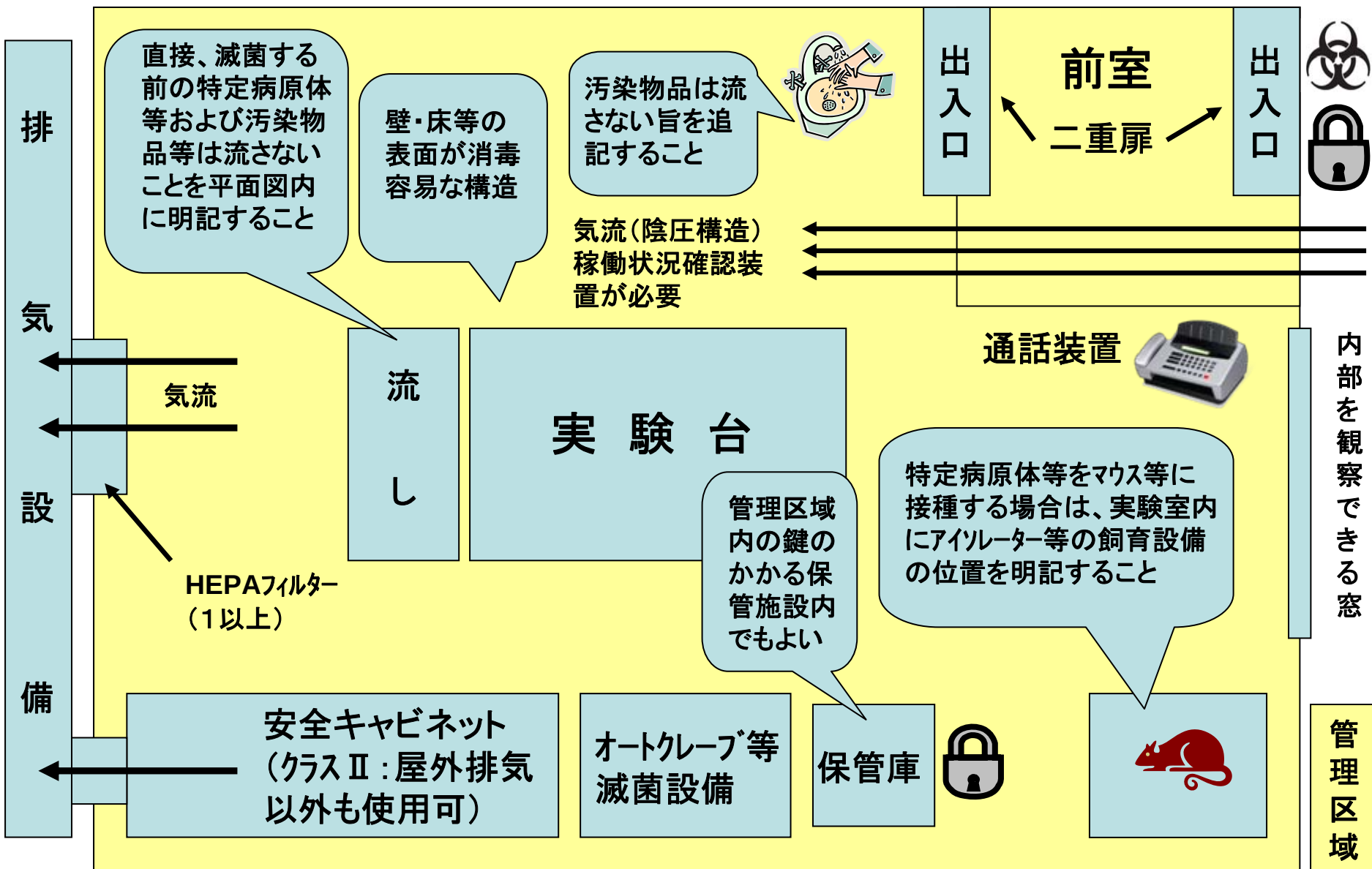


ここにあるスライドは、三種病原体等を所持する施設について、感染症法および厚生労働省令に示されている施設の基準、保管等の基準をわかりやすく表したものです。

これらのスライドには、紙面の都合から、すべての基準は記載されておられません。

また、経過措置を設けている部分もありますので、詳細については、条文等をご確認いただくか結核感染症課にお問い合わせ下さい。

実験室の施設基準例示(三種病原体等でBSL3相当に分類されるもの)



検査室の施設基準例示(三種病原体等でBSL3相当に分類されるもの)



出入口



汚染物品は流さない旨を追記すること

壁・床等の表面が消毒容易な構造

直接、滅菌する前の特定病原体等および汚染物品等は流さないことを平面図内に明記すること

流し

実験台

通話装置



特定病原体等をマウス等に接種する場合は、検査室内にアイソレーター等の飼育設備の位置を明記すること

管理区域内の鍵のかかる保管施設内でもよい

検査室又は取扱施設内に設置

安全キャビネット
(クラスⅡ:屋外排気
以外も使用可)

オートクレーブ等
滅菌設備

保管庫



管理区域

排気設備

実験室・検査室の施設基準例示(三種病原体等でBSL2相当に分類されるもの)

